令和７年度８月８日

津支部会員

津支部長
光岡載和

津市境界確認事務に関する
津市・調査士意見交換会　実施報告書

平素は津支部運営にご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。
津市・調査士意見交換会を実施致しましたので、以下のように報告致します。何卒、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

開催日時　令和７年７月２９日(火)
開催場所　津市役所５階会議室
出席者　　津市　　用地・地籍調査推進課
　　担当主幹　　稲垣　峯田　荒木　中川
　　担当副主幹　山田
　　担当　　熊谷
　　調査士　津支部長　　光岡
　　津副支部長　稲葉　川北
　　津支部会計　中野地
　　本会副会長　吉川

経緯
日頃より、境界確認業務に携わっていられる会員の皆様におかれましては、津市境界確認事務に関して、疑問・意見・要望等、多少なりともあろうかと存じます。他支部からも、寄せられておりました。よって、それらをとりまとめ、意見交換の場を設けたいと津市へ申し出たところ、津市も同様に以前より実現化を検討されていました。実際、意見交換会なるものが、コロナ過前に、恒例となりかけておりましたので、この度、実施する運びと相成りました。

目的
意見交換会は、担当者レベルでの、忌憚のない意見交換の場を設け、双方のご理解とご協力の下、良好な相互関係を保ちつつ、より一層なる円滑な境界確認業務推進を目的とします。

内容
別紙のとおり

最後になりますが、昨年のご意見等のアンケート実施から本日に至るまで、月日を費やしてしまいました事、心より深くお詫び申し上げます。

津市境界確認事務取扱に関する

津市・調査士意見交換会

実施報告書

令和7年7月29日　開催

令和7年8月　8日　津支部作成

1．境界確認申請に添付する実測平面図

調査士が経験した事案、意見又は要望
境界確認申請に際して、添付する実測平面図に記載する申請人が主張する境界線を津市が主張する内容に修正指導を受けた事が有り、これは不当ではないか。 なお、調査士としては、当該図面は境界立会前のあくまでも参考図面として、認識しています。

津市より回答又は協議結果
根拠なく、修正指導をしたのであれば、誤りである。
申請人が主張する内容を専門的能力ある調査士が適正と判断し、根拠を付記、明示して、作成して頂ければ問題ありません。
根拠については、その説明内容を分かりやすくして頂くと、聴き取り確認することなく、速やかな処理につながります。
資料不足等諸事情により、明示し難い事案の場合は、事前相談を受けたい。
なお、申請人が主張する境界線に、明らかな誤り、疑義があると思われる場合は、適宜に、作成者である調査士に、確認の為、連絡をするものとする。

2．処理期間

調査士が経験した事案、意見又は要望
申請書受付から境界立会日設定まで、又は境界確認書受理から決裁・境界確認書交付までに詳細連絡・説明がないまま、かなりの日数が掛かってしまった事があるので、 ・適宜な進捗状況連絡を頂きたい。 ・担当者処理を経た後、不備等が発覚し担当者へ差し戻され、更なる日数が掛かってしまった事もあり、担当者におかれましては、独自では判断し難い点が有る場合は、決裁処理に回す前に、上司の確認・指導を受ける等、担当者レベルの向上を求めたい。

津市より回答又は協議結果
確かに、長期間の日数が掛かってしまった事案があった事は事実であり、承知している。
進捗状況連絡をする事はしていない。 担当者に委ねており、担当者によっては、適宜な連絡をする場合も有る。
津市側の問題として、職員の人事異動、担当者への教育・指導不足等有り、改善に努めている。
本年度は、改善傾向にあり、現在は書類に不備等無く提出されれば、速やかな処理状況下にあるとみられます。

3. 境界立会現場での主導

調査士が経験した事案、意見又は要望
境界立会現場の立会進行につき、津市職員の積極的姿勢が感じられない事が有りましたので、担当者の主体的な現場対応向上を求めたい。

津市より回答又は協議結果
立会現場において、積極的参加していないという事では全くなく、津市は、隣接地所有者としての立場であり、立会進行の主導的立場にあるとはとらえておらず、各市町村での立会の進め方はいろいろありますが、津市としては、境界立会申請者の代理人である調査士が立会進行をされることで、速やかな現場境界確認処理に繋がると考えます。

4. 立会者（自治会長）

調査士が経験した事案、意見又は要望
津市としては、境界立会に自治会長立会の必要性をどのように考えているのか伺いたい。申請地の地域性等を考慮して例外はあるものの、原則不要としては如何か。

津市より回答又は協議結果
津市境界確認事務取扱要領に、自治会長についての明記していないように、津市としては、自治会長立会参加を要請出来る立場でもなく、自治会長へお声掛けだけでもして下さいとさえ、言える立場でもないととらえています。
自治会長立会の必要性、及びお声掛けだけはするか等のご判断は、地域性等を考慮して、境界立会申請者及びその代理人である調査士に委ねたいと考えます。その判断がし難い場合は、事前相談する事としたい。

5. 代筆

調査士が経験した事案、意見又は要望
代筆は、身体の故障や非識字の場合に限ると担当者より指導を受けたことがあり、代筆要件の緩和を求めたい。

津市より回答又は協議結果
病気や怪我等で文字が書けない場合と明示してある通り、身体の故障や非識字の場合に限るものではなく、代筆者氏名及び代筆しなければならない理由が記載され、代筆者の身分証明書の写しを添付されていれば問題ありません。

6. 印鑑証明書の有効期限

調査士が経験した事案、意見又は要望
諸事情により、印鑑証明書が発行後3ヵ月を超過した事が有り、その際、書類の不備として扱われたことが有るので、有効期限の制限の緩和を求めたい。そもそも、本人確認の趣旨からして、期間制限を設ける必要性があるのでしょうか。

津市より回答又は協議結果
期間制限を超過する事は、稀な事と思われ、今後、期限超過した印鑑証明書の添付事案の発生状況を注視して行きたいと考えます。

7. 相続を証する書面

調査士が経験した事案、意見又は要望
確認に必要な戸籍謄本、住民票謄（抄）本等に変えて、コンピューター化された現在戸籍を添付すれば十分と取り扱ってもらえないか。

津市より回答又は協議結果
不可です。確認に必須であります。

8. 資料提供

調査士が経験した事案、意見又は要望
・和紙公図の交付を求めたところ、法務局の旧図が正なので、先にそれを取得し、その写しを添付しないと津市保管のものは、交付できないと、詳細説明もなく、対応された事がある。 ・官有地台帳の請求により、交付されるものに、どの長狭物が申請地付近の道水路に該当するのか可能な限り明示して頂きたい。 ・道路拡幅され、関係する資料提供を求めたところ、紛失又は保管されていない為に交付出来ないとの回答がありました。

津市より回答又は協議結果
・津市保管和紙公図の交付に、法務局保管和紙公図の写しの添付が要件であることはありません。調査等により、必要であれば、交付致します。但し、法務局保管和公図と共に、検証して頂きたい。 ・交付する官有地台帳に、特定明示する作業は、現状の体制では、職員の作業負荷上、無理かと思います。調査士にて、特定し難い場合は、相談する事としたい。 ・資料については保管管理を適正に行っていますが、自然災害などによる棄損などにより資料が存在しない場合もあります。